



発表項目	「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」及び「北海道大規模施設等協力支援金」の申請受付開始について																									
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																								
		発表場所																								
	<p>本支援金は、道からの要請に応じて、令和3年5月16日(日)から5月31日(月)までの全ての期間(遅くとも5月18日(火)から実施)に休業・営業時間短縮等を行った飲食店等及び大規模施設等の事業者の皆様への支援金です。</p> <p>道が支給業務を行う措置区域の「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)」及び全道域の「北海道大規模施設等協力支援金」について、申請受付を6月1日(火)から開始するとともに、本日(5月28日(金))に、申請の手引き等をホームページで公開します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援金の概要</p> <p>(1) 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>措置区域</th> <th>特定措置区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お酒あり カラオケあり</td> <td>営業時短(営業は5時～20時) 酒類提供時短(提供は11時～19時)</td> <td>休業</td> </tr> <tr> <td>お酒なし カラオケなし</td> <td>営業時短(営業は5時～20時)</td> <td>営業時短(営業は5時～20時)</td> </tr> <tr> <td>支援金</td> <td>中小企業・個人事業者 店舗ごと2.5～7.5万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日</td> <td>中小企業・個人事業者 店舗ごと4～10万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日</td> </tr> <tr> <td>支給業務</td> <td>道が対応</td> <td>石狩振興局管内(札幌市含む)の市町村、小樽市、旭川市がそれぞれ対応(全て6/1から受付開始)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 北海道大規模施設等協力支援金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定措置区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店等以外の施設 (1,000㎡超)</td> <td>平日：営業時短(営業は5時～20時) 土日：休業</td> </tr> <tr> <td>支援金</td> <td>施設：20万円×面積/1,000㎡×時短割合[*]×時短等日数 ※テナント管理加算等あり テナント：2万円×面積/100㎡×時短割合[*]×時短等日数</td> </tr> <tr> <td>支給業務</td> <td>道が対応</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><small>※時短割合～要請に応じて短縮した時間/要請前の営業時間 (道の要請を超えた各施設独自の営業時間短縮・休業は対象外です)</small></p> <p>2 申請受付期間 令和3年(2021年)6月1日(火)～8月31日(火)</p> <p>3 申請の手引き・申請書等の入手方法 (以下URLより入手してください) 【飲食店等】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm 【大規模施設等】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm</p> <p>4 申請方法 【郵送申請】 6月1日(火)受付開始 (宛先は道ホームページで公開) 【電子申請】 6月中旬以降に申請受付開始予定</p> <p>5 申請に関するお問い合わせ先 電話：011-330-8399(～5/31) 営業時間短縮等コールセンター[8:45～18:00 土日も対応] 電話：011-350-7377(6/1～) 北海道感染防止対策協力支援金事務局[8:45～17:30 6月は土日も対応]</p>				措置区域	特定措置区域	お酒あり カラオケあり	営業時短(営業は5時～20時) 酒類提供時短(提供は11時～19時)	休業	お酒なし カラオケなし	営業時短(営業は5時～20時)	営業時短(営業は5時～20時)	支援金	中小企業・個人事業者 店舗ごと2.5～7.5万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日	中小企業・個人事業者 店舗ごと4～10万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日	支給業務	道が対応	石狩振興局管内(札幌市含む)の市町村、小樽市、旭川市がそれぞれ対応(全て6/1から受付開始)		特定措置区域	飲食店等以外の施設 (1,000㎡超)	平日：営業時短(営業は5時～20時) 土日：休業	支援金	施設：20万円×面積/1,000㎡×時短割合 [*] ×時短等日数 ※テナント管理加算等あり テナント：2万円×面積/100㎡×時短割合 [*] ×時短等日数	支給業務	道が対応
	措置区域	特定措置区域																								
お酒あり カラオケあり	営業時短(営業は5時～20時) 酒類提供時短(提供は11時～19時)	休業																								
お酒なし カラオケなし	営業時短(営業は5時～20時)	営業時短(営業は5時～20時)																								
支援金	中小企業・個人事業者 店舗ごと2.5～7.5万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日	中小企業・個人事業者 店舗ごと4～10万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日																								
支給業務	道が対応	石狩振興局管内(札幌市含む)の市町村、小樽市、旭川市がそれぞれ対応(全て6/1から受付開始)																								
	特定措置区域																									
飲食店等以外の施設 (1,000㎡超)	平日：営業時短(営業は5時～20時) 土日：休業																									
支援金	施設：20万円×面積/1,000㎡×時短割合 [*] ×時短等日数 ※テナント管理加算等あり テナント：2万円×面積/100㎡×時短割合 [*] ×時短等日数																									
支給業務	道が対応																									
参 考	詳細は、添付資料をご参照下さい。																									

報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要としている事業者の皆様幅広くご活用いただくため、積極的な報道をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 (場所)

担当(連絡先)	経済部 経済企画局 経済企画課 (担当者：安彦、松浦、鈴木) TEL ダイヤルイン 011-206-6197 (内線 38-858,855)
---------	---

緊急事態措置協力支援金(飲食店等)申請について

この協力支援金は、次の対象施設を管理する事業者が対象です。

対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市以外の地域	
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）
	2	【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）
	3	「業種別ガイドライン」を遵守する（特措法第24条第9項）
要請期間	令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）（※） 遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です	
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 または、1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 	

※ 協力開始が5月16日（日）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

北海道への申請概要

【受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】準備中

※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

【問い合わせ先】

・011-330-8399（～5/31）営業時間短縮等コールセンター【8:45～18:00 土日も対応】

・011-350-7377（6/1～）北海道感染防止対策協力支援金事務局

【8:45～17:30 6月は土日も対応】

※ 申請書類等は、以下のURLにて準備が整い次第順次公開します。

北海道のホームページ

(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

※ 現在、電子申請の準備をしておりますので、準備が整い次第、上記ホームページ内でお知らせします。

北海道大規模施設等協力支援金 申請の手引き

北海道からの要請に応じて、令和3年5月16日(日)から5月31日(月)までの全ての期間に休業・営業時間短縮等を行った1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者の皆様、及びそのテナント事業者等の皆様に協力支援金を支給します。

【協力支援金の概要】

要請期間	令和3年5月16日(日)～5月31日(月) (遅くとも5月18日(火)までに要請に応じ、残りの全ての期間、要請に応じていることが申請の要件となります。)	
対象地域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	
要請・協力依頼の内容 (詳細は2ページをご覧ください)	<p>(1) 床面積1,000㎡超の多数の者が利用する大規模施設 (商業施設、遊技施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間：平日は5時～20時まで、土日は休業 ※ 生活必需物資の売場等については対象外 ・酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない ・入場者の整理誘導等の徹底及びホームページ等での状況の周知 <p>(2) 床面積1,000㎡超のイベントに準じた取扱を要請する大規模施設 (劇場、集会・展示施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間：5時～20時(イベント開催の場合は21時)まで ・人数制限：人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ・酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない ・入場者の整理誘導等の徹底及びホームページ等での状況の周知 	
対象施設	大規模施設	テナント事業者
	要請に応じた床面積1,000㎡超の大規模施設(生活必需物資の小売関係等を除く)	左記の大規模施設の一部を賃借等し事業を営む事業所等で、大規模施設の休業等に伴い休業等を行ったもの
支給金額	<p>支給金額 = AとBの合計額※ ※大規模施設には、テナント数等に応じて加算される場合があります</p> <p>A. 【営業時間短縮分】 $\boxed{\text{1日当たり支給額}} \times \boxed{\text{(要請に応じて短縮した時間} \div \text{要請前の営業時間)}} \times \boxed{\text{日数}}$</p> <p>B. 【休業分】 $\boxed{\text{1日当たり支給額}} \times \boxed{\text{日数}}$</p>	
1日当たり支給額	床面積のうち対象となる面積 1,000㎡毎に 20万円	床面積のうち対象となる面積 100㎡毎に 2万円

【休業、営業時間短縮等対象施設】

(1)多数の者が利用する大規模施設(床面積 1,000 m²超)

種類	内訳	要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を5時～20時まで、 土日は、休業とする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する。 ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。【協力依頼】 ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。【協力依頼】
運動遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬(車・舟)券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2)イベントに準じた取扱を要請する大規模施設(床面積 1,000 m²超)

種類	内訳	要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	◆1,000 m ² 以上の施設は、営業時間を5時～20時 (映画上映を含むイベント開催の場合は21時) までとする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内 ◆酒類の提供及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない。【協力依頼】 ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。【協力依頼】
集会展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル旅館	ホテル、旅館(集会用に供する部分に限る)	
運動施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地	
遊戯施設	など	

※博物館等(博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等)は、支援金支給の対象外です

【協力支援金に関するお問い合わせ】

【問い合わせ先】 011-330-8399 (～5/31) 営業時間短縮等コールセンター [8:45～18:00 土日も対応]

011-350-7377 (6/1～) 北海道感染防止対策協力支援金事務局

[8:45～17:30 6月は土日も対応]

【北海道への申請概要】

【申請方法】

電子申請 または 郵送申請 ※電子申請は現在準備中です。詳細が決まり次第お知らせします。

【申請期間】

郵送：令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】※感染症の拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

準備中

※ 申請書類等は、北海道公式ホームページからダウンロードすることが可能です。
(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm>